

1 市町村計画策定の法的根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村計画に盛り込むべき事項

国基本計画では、以下の5つの事項を市町村計画に盛り込むことが望ましいものとして規定されている。

- (1) 権利擁護支援を要する人の発見や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備方針
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備方針
- (3) 中核機関等における広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の計画的整備方針
- (4) 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

市町村計画に盛り込むことが望ましい事項の関係性

基本理念
(案)

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち
さっぽろ

基本目標
(案)

基本目標1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

基本目標2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

基本目標3 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

ネットワーク
の役割

※ 上記(1)

具体的
的
施
策
(案)

上記(2)～(5)に資する具体的な施策を計画に記載

【施策】

制度利用につながる情報提供や相談の実施

主な取組み

1 制度周知のための広報・啓発活

2 成年後見制度の利用に関する相談実施 など